

(40) 「被害者連絡制度」等の改善

警察庁において、平成18年12月、「被害者の手引」モデル案の改訂（P79(25)「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）と被害者連絡実施要領の改正を行った。

被害者連絡実施要領の改正については、以下のとおり。

① 連絡対象

殺人罪、傷害致死罪、傷害罪（全治1か月以上のもの）の身体犯に加え、集団強姦罪、人身売買罪などを追加。交通事故事件については、ひき逃げ事件・交通事故死亡事故に、全治3か月以上の重傷を負った事故・危険運転致死傷罪に該当する事件を追加。

② 連絡内容

捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況に加えて、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を用いて、刑事手続や犯罪被害者等のための制度についても連絡を行う旨規定。

③ 連絡時期

身体犯、交通事故事件における被害者死亡事件については、捜査の比較的初期段階に加え、6か月、1年が経過した時点にも連絡を行い、以後、少なくとも1年に1度連絡を行うこととする旨規定。

④ 連絡に係る体制

警察署長などを責任者とした連絡に係る体制を確立。

(41) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、「更生保護法」に規定されている仮釈放等審理における意見等聴取制度（P67(21)「犯罪被害者等の意見等を踏まえ

た仮釈放審理の検討及び施策の実施」）や保護観察における心情等伝達制度（P67(20)「犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施」）の施行に合わせ、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し刑事裁判終了後の支援を行えるよう、支援の在り方、支援内容などについて検討を進めており、平成19年末を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施することとしている。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

(42) 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を平成18年4月から部署ごとに指定し、犯罪被害者等の個々具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供などを行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

(43) 支援制度に関する情報提供

海上保安庁において、平成18年度においては、犯罪被害者等支援に係るリーフレットを作成するとともに、海上保安庁ホームページにおいて犯罪被害者支援制度に係る周知を図った。

また、平成19年4月からは、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供などに努めている。